

秋田県公報

目 次

告示	ページ
○公共用水域の水質汚濁に係る類型の指定(四一・八郎湖環境対策室)……………	1
○平成十九年度家畜人工授精師養成講習会の実施(四一・農畜産振興課)……………	1
○中小企業等協同組合法及び同法施行規則の規定に基づく秋田県知事が定める事項(四一・三・産業経済政策課)……………	1
○大規模小売店舗の新設に関する届出(四一・四・商業貿易室)……………	2
○建設業者に対する営業の停止命令(四一・五・建設管理課)……………	2
○基本測量実施の通知(四一・六・建設管理課)……………	2
○公共測量実施の通知(四一・七・建設管理課)……………	2
○道路区域の変更(四一・八・道路課)……………	3
公告	
○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活動支援室)……………	3
○県営土地改良事業の換地計画の決定(仙北地域振興局農林部)……………	3

告 示

秋田県告示第四百十一号
 環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第二項の規定に基づき、次の表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準について(昭和四十六年環境庁告示第五十九号)別表2の1の②に掲げる類型をいう。以下同じ。)を次の表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間及び暫定目標をそれぞれ同表の達成期間の欄及び暫定目標の欄に掲げるとおり定める。
 平成十九年八月二十八日

秋田県知事 寺田典城

水域	該当類型	達成期間	暫定目標
八郎湖 (八郎湖調整池・東部承水路)	湖沼Ⅳ	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	平成二十三年度目標 全窒素 ○・八〇mg/L
八郎湖 (西部承水路)	湖沼Ⅳ	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	平成二十三年度目標 全窒素 一・二mg/L 全燐 ○・〇七三mg/L

秋田県告示第四百十二号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、次のとおり平成十九年度家畜人工授精師養成講習会を実施するので、家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年秋田県規則第十一号)第二条第一項の規定に基づき、公示する。
 平成十九年八月二十八日

一 講習の期日及び場所

(一) 期日
 平成十九年十月二十五日(木)から同年十一月二十一日(水)まで

(二) 場所

- 一 大仙市神宮寺海草沼谷地十三番三号 秋田県農林水産技術センター畜産試験場
- 二 家畜の種類 牛
- 三 受講資格 家畜人工授精師の免許を受けようとする者で、家畜改良増殖法第十七条の規定に該当しないもの
- 四 受講定員 二十五名
- 五 受講に必要な書類

(二) 履歴書

六 受講願書用紙の交付

(一) 期間
 日曜日、土曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日を含む。以下同じ)を除き、平成十九年九月十八日(火)から十月十二日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

(二) 場所

農林水産部農畜産振興課家畜生産・衛生班
 受講願書の受付

(一) 期間

日曜日、土曜日及び休日を除き、平成十九年九月十八日(火)から十月十二日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
 郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

(二) 場所

農林水産部農畜産振興課家畜生産・衛生班
 受講に要する経費

(一) 額 四万円

(二) 納付方法 講習の場所において発行する納入通知書により納付する。

九 講習についての問い合わせ先

農林水産部農畜産振興課家畜生産・衛生班(電話〇一八一八六〇一八〇八)

秋田県告示第四百十三号

中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)及び中小企業等協同組合法施行規則(平成十九年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号)の規定に基づき秋田県知事が定める事項につき、告示する。
 平成十九年八月二十八日

(一) 中小企業等協同組合法施行規則(以下「規則」という。)

- 一 第十八条第一項第二号で定める金額は、中小企業等協同組合法施行規則(平成十九年金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号。以下、「規程」という。)
- 二 第五条から第六条に定める金額とする。
- 三 規則第十九条第六項で定める積立て及び取崩しに関する基準は、規程第七条から第九条に定める基準とする。
- 三 中小企業等協同組合法(以下「法」という。)

秋田県知事 寺田典城

- 四で定める共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、規程第十条に定める基準とする。
- 四 規程第二百二十三条第一項第四号で定める率は、規程第十一條第一項に定める率とする。
- 五 規程第二百二十三条第一項第五号で定める率は、規程第十一條第二項に定める率とする。
- 六 規程第二百二十三条第一項第六号で定める事項は、規程第十一條第三項に定める事項とする。
- 七 規程第二百二十四条で定めるところにより計算した額及び同条各号で定めるところにより計算した額は、規程第十二条から第十三条に定める額とする。
- 八 規程第二百六十六条第二項及び第三項で定めるところにより計算した金額は、規程第十四条に定める金額とする。

秋田県告示第四百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十九年八月二十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 届出事項の概要
 - (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社伊徳 代表取締役 伊藤 碩彦
大館市清水四丁目四番十五号
 - (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
たかのすモール
北秋田市栄字前綱五十八番一外
小売業を行う者の名称及び住所
株式会社伊徳 代表取締役 伊藤 碩彦
大館市清水四丁目四番十五号
株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津 達郎
東京都府中市若松町一丁目三十八番一号
大規模小売店舗の新設をする日
平成二十年四月十八日
 - (三) 店舗面積の合計
八千六百六十三平方メートル

- (六) 駐車場の収容台数
六百四十七台
- (七) 駐車場の収容台数
二百四十台
- (八) 荷さばき施設の面積
五百十三平方メートル
- (九) 廃棄物等の保管施設の容量
六十三・八四立方メートル
- (十) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社伊徳
開店時刻 午前九時（一部午前十時） 閉店時刻 午後十一時（一部午後九時）
株式会社サンドラッグ
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時
- (十一) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十一時十五分まで（一部午前八時三十分から午後九時まで）
- (十二) 駐車場の自動車の出入口の数
六か所
- (十三) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで（一部午前六時から午後一時まで、一部午前九時から午後五時まで）
- (十四) 届出年月日
平成十九年八月十七日
- (十五) 関係書類の縦覧場所及び期間
 - (一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
北秋田市役所 産業部 商工観光課
 - (二) 縦覧期間
平成十九年八月二十八日から同年十二月二十八日まで
- (十六) 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課商業貿易室
- (十七) 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
 - (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第四百十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者に対して営業の停止を命じたので、

同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、公告する。
平成十九年八月二十八日
秋田県知事 寺田典城

- 一 処分をした年月日
平成十九年八月二十日
- 二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社菅金組
大館市比内町達子字風呂添三十二番地の一
代表取締役 菅原 金雄
- 三 秋田県知事許可（般一四）四八四二
- 四 処分の内容
平成十九年八月二十九日から同月三十一日までの間、建設業のすべての営業の停止
- 五 処分の原因となつた事実
有限会社菅金組及び同社従業員が廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の罪により、大館簡易裁判所からそれぞれ罰金三十万円の略式命令を受け、その刑が確定した。

秋田県告示第四百十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があつたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。
平成十九年八月二十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 作業の種類
基本測量
- 二 作業を行う地域
横手市、湯沢市、由利本荘市、にかほ市
雄勝郡羽後町、東成瀬村
- 三 作業を行う期間
平成十九年八月十五日から平成二十年一月十五日まで

秋田県告示第四百十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり秋田市長から公共測量実施の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。
平成十九年八月二十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 作業の種類
公共測量
- 二 作業を行う地域
秋田市河辺、雄和地区

- 三 作業を行う期間
平成十九年八月十日から平成二十年三月十四日まで

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十九年八月二十八日
秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区 間		敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧		B	A		
湯沢栗駒公園線			湯沢栗駒公園線	B	湯沢市皆瀬字乗廻七番一から字小安横通八番地先まで	八・〇〇〇〇七八・〇〇	二・五〇〇
				A	湯沢市皆瀬字乗廻七番一から字小安横通八番地先まで	七・〇〇〇〇二九・〇〇	
					湯沢市皆瀬字乗廻七番一から字小安横通八番地先まで	八・〇〇〇〇七八・〇〇	

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年八月二十八日から同年九月十日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。
平成十九年八月二十八日
秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請のあった年月日
平成十九年八月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 N P O E T E C H
- 三 代表者の氏名
小 川 淳 二
- 四 主たる事務所の所在地
秋田県由利本荘市石脇字山ノ神十一番地九百四 技研テクノロジー株式会社内
- 五 定款に記載された目的
この法人は、秋田県を基点にして広く全国・全世界に対して

学術・科学技術の振興を図り、広く人類に貢献することを目的とする。学術・科学技術に関する調査研究、民間企業・大学・公的研究機関などで研究開発されている知的資産を事業化するための研究開発、を行い、学術・科学技術の振興、経済活動の活性化、まちづくりの推進、雇用機会の拡充など、に寄与することを目的とする。

- 六 定款の変更内容
- (一) 役員の定数の変更
- (二) 役員の職務の変更
- (三) 総会の招集の変更
- (四) 総会の表決権等の変更
- (五) 理事会の招集の変更
- (六) 理事会の表決権等の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十九年八月二十八日
秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（土崎・小荒川地区経営体育成基盤整備事業 換地計画書の写し）
- 二 縦覧期間 平成十九年八月二十九日から同年九月二十七日まで

正 誤

ページ	段	行	誤	正
上	三	終わりから	附則第九項第二号中	附則第七項第一号中
中	二	終わりから	二十二	十六
下	一	終わりから	七	十九

三 縦覧場所 美郷町役場仙南庁舎

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 0862-876600 FAX 0863-000505
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄